

令和6年度埼玉県海外出願支援事業 (海外出願補助金)の公募を開始します!

公募期間：令和6年5月16日(木)から6月21日(金)12時まで

公益財団法人埼玉県産業振興公社では、産業財産権(特許、商標等)の戦略的な海外展開を目指す県内中小企業等を支援するため、海外出願にかかる費用の一部を助成します。本補助金に申請を希望される皆様は、下記の募集概要及び当公社ホームページ(<https://www.saitama-j.or.jp/shikin/r6/kaigaisyutugan/>)に掲載の公募要項等を必ずご確認ください。右の二次元コードからもご覧いただけます。



<募集概要>

出願種類	特許	実用新案	意匠	商標	冒認対策商標
補助上限額	150万円	60万円	60万円	60万円	30万円
	各補助額の上限内で複数出願を合算して最大300万円まで				
補助率	補助対象経費総額の2分の1以内				
対象の海外出願	・パリ条約等に基づく出願 ・PCT 国際出願により指定国に国内移行する出願(ダイレクト PCT 出願を含む) ・ハーグ協定に基づく国際意匠出願 ・マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願				
補助対象経費	外国特許庁への出願手数料、国内代理人費用、現地代理人費用、翻訳費				
対象者	埼玉県内に本社または事業所等を有する中小企業者等及びそれらの中小企業者等で構成されるグループ等(※みなし大企業は除きます。)				

<その他の主な条件>

- 先行技術調査等の結果からみて、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- 海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- 国内基礎出願と予定している外国特許庁への出願の出願人名義が、同一(企業名)であること。
- 申請時に、外国特許庁への出願を依頼する弁理士等の国内代理人(選任代理人)の協力が得られる、または出願手続を現地代理人等へ直接依頼する場合等には、それと同等の書類を提出できること。
- 採択された場合、特許庁が実施する「フォローアップ調査・ヒアリング」等に協力・回答すること。

<主なスケジュール>

- 公募期間 令和6年 5月16日(木) ~ 6月21日(金) 12:00【申請書類必着】
- 書類審査 令和6年 7月下旬
- 交付決定通知 令和6年 8月上旬
- 海外出願期限 令和6年 12月末日まで
- 実績報告期限 令和7年 1月末日まで
- 補助金交付 令和7年 3月末



【お問合せ先】(公財)埼玉県産業振興公社 産学・知財支援グループ 担当:山極(やまぎわ)
〒330-8669 さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
電話:048-621-7050 メール:chizai@saitama-j.or.jp